

STRICTLY MEMBERS ONLY
M.C. (P) No. 136/9/80

1981: 8 月 號

月報



シンガポール日本商工會議所

＜ 目 次 ＞

(1981年 8 月号)

シンガポールの輸出金融について…………… (三井銀行シンガポール支店) ……杉浦 文雄 …… 1	
土地賃借から自家工場建設迄の手続き…………… (Nichicon (S) Pte Ltd) ……田中 通夫 …… 7	
シンガポールに於ける韓国企業…………… (渋沢朝員運輸 (株)) ……内山 正明 …… 13	
税務上の減価償却制度…………… 関根修一郎 …… 17	
特別レポート：「ASEANと日本の協力関係」…………… (SFCCI 会長) ……黄祖耀 …… 38	
理事会の動き…………… 41	
部会・委員会・懇談会活動…………… 45	
8月の主な経済記事…………… 46	
広報欄…………… 48	
資料案内…………… 49	
編集後記…………… 51	

・表紙の写真はサンケイ新聞社の提供・

シンガポールの輸出金融について

三井銀行シンガポール支店

杉浦 文雄

当地の輸出金融はどうなっているかを解説する前に輸出金融とは何かを簡単に整理してみたい。

1. 輸出金融の意義

天然資源の偏在、技術水準、物価水準の違い等により、全ての国が自国だけで発展することは不可能であり、ここに自国の得意とするものを輸出し、不足するものを輸入し、以って、国民経済の発展を図る必要性が生れる。

特に、財・サービス等を他国より有利な交易条件で輸出し、外資準備高を蓄積することが大切である。

輸出促進のためには、技術革新による品質の向上、コストの引下げ、市場の開拓等が必要なことは、論を待たないが、金融面での優遇制度の確立が不可欠である。

一般的に云って、輸出金融の形態として、船積前の生産・集荷資金の供給と船積後の貸付・割引があげられる。又、輸出金融そのものではないが、輸出振興のため、輸出代金の回収を付保する保険制度が完備されている必要がある。

2. 輸出金融の種類

輸出金融には通常の銀行によるものと政府系金融機関によるものがある。

(1) 銀行の通常の輸出金融

銀行が輸出業者に商品の生産ならびに集荷に必要な資金を貸付る際、通常手形貸付 (Loan on Bills) 又は当座貸越 (Overdraft) により行われる。手形貸付は輸出業者が銀行宛に約束手形 (Promissory Note) を振出し、一定期間資金の貸付を受けるものである。

当座貸越は、銀行と締結した貸越契約に基づき、一定枠内であれば、当座

を赤残に出来る仕組である。一般的に云って、手形貸付よりも当座貸越の方が金利が高い場合が多い。理由は、手形貸付の場合は、銀行は貸付に見合った資金を市場より取り入れることにより調達と運用（貸付）の期間をうまくマッチさせることが出来る点で安定（銀行の採算が確定する）しているが、当座貸越は、いつ顧客が小切手を振出し貸越を使うかが分からないため、厳密に云えば、常に当座貸越枠が限度一杯まで使用されることを前提に資金手当をせねばならない点が銀行にとり、コスト増につながるからである。

なお、船積前の金融そのものではないが、海外での入札保証 (Bio Bond)、契約履行を保証する契約保証 (Performance Bond)、輸出貨物代金の前受金の輸入業者宛返還を保証する前受金返還保証 (Refundment Bond) 等をも広義の船積前の金融に含めることもある。

B. 船積後の金融

輸出業者が船積後、銀行に船積書類を持ち込みこれを銀行が買取り、銀行が輸出業者に代って輸出代金を回収するものである。これには L/C 付 (信用状付) と D/P・D/A (信用状が付かず、手形の決済又は引受後、船積書類を輸入業者宛に渡す方法) 取引がある。又手形期間の点から見て、A/S (一覽払) と Usance (期限付払) のものがある。Usance の場合、手形決済までの期間の金利を輸出業者が負担する場合 (Interest For Seller's Account) と輸入業者が負担する場合 (Interest For Buyer's Account) とがある。

(2) 政府系金融機関が行なう輸出金融

輸出促進のため、政府系金融機関が行なうもので、通常の銀行の貸付金利がかなり優遇されている。

3. シンガポールの輸出金融

いよいよ本題に入るが、通常の銀行による輸出金融は、ほぼ前述のとおりであるので、ここでは、政府系金融機関の行なう輸出金融について解説したい。又、輸出保険制度についても、その概要を後で説明したい。

(1) MAS (The Monetary Authority of Singapore) の再割制度。

(Rediscounting Scheme For Export & Pre-Export of Exchange)

MASの再割制度は輸出促進の見地より、1975年5月1日に設けられ今日に至っている。

同制度の主な目的は、輸出に伴う金融を優遇し、輸出競争力を増強することにある。更にこの制度は、MASが流動性をコントロールする手段としての機能も併せ持っている。

A. 再割制度の概要

イ. 対象品目

主なものは次のとおり。但し、同項目でも対象外となっているので要注意。食糧、飲料、繊維、皮革、靴、木製品、土器、印刷、化学、ゴム、プラスチック、セメント、鉄、その他。

(対象外品目：コーヒー、パームオイル、石油、同製品他)。

なお、商品が対象品目に入っていない場合でも、付加価値の高い商品の場合、MASに申請すれば認められるケースもある。

ロ. 再割の対象

(1) 輸出前貸手形

L/C 付・D/P・D/A を問わず、シンガポールドル建の手形の再割。

(2) 輸出手形

L/C 付・D/P・D/A を問わず船積書類の付帯したシンガポールドル建手形の再割、外貸建の場合は、同額相当のシンガポールドル建の手形が必要。

ハ. 貸付の期間

1ヶ月(30日)超3ヶ月(90日)以内、但し、手形の延長は可

ニ. 再割金利 年率12.25% (56/8月現在)

(市場金利動向により変更)

ホ. 制度利用方法

銀行は所定の様式によりMAS宛再割日前日の3時(土曜日は11時30分)までに申請、MASの認可(架電)通知後銀行が裏書をした手形を再割日当日の午後3時(土曜日は11時30分)までにMASに持込む。

へ. その他

銀行毎に再割枠および一回で再割できる金額等が決められている。

なお、詳細については、取引銀行に照会されたい。

B. 輸出保険制度

輸出振興を図るため、政府と民間の出資で、Export Credit Insurance Corporation of Singapore(略称ECICS)が、1975年11月25日に設立された。授權資本300百万シンガポールドル。払込資本3千百万シンガポールドル。出資構成、政府50%、銀行・保険会社50%。その後ECICSは1981年春に倍額増資している。

制度の概要は次のとおりである。

イ. 付保の形式

年間包括付保契約に基づき、CommercialおよびNon-Commercialについて保険される。

ロ. 包括付保の要点

付保者は日本の保険制度とは異なり、輸出者自身であり、L/C付D/P・D/Aを問わず、包括的に付保される。

ハ. 包括契約の方法

輸出者は輸出全部を付保することが原則となっているがECICSとの合意を得て、関連会社(子会社)向輸出あるいは特定地域向輸出を除き付保することもできる。

ニ. 保険金支払対象事故

買手の破産、6ヶ月以上の支払延滞、買手の貨物引取拒否等のCommercial Risk及びシンガポールに対する支払封鎖、遅延、輸入規則、輸出規制、輸入国の政治的混乱、外貨支払不能の他Non-Commercial Riskが保険によりカバーされる。

但し、輸出者の過失、怠慢、約款違反、海上火災リスク、為替差損等は対象外となる。

ホ. 保険料率・カバー率

取引形態、仕向国、支払条件等を考慮のうえ、輸出者毎に決定されるが。

保険料率は 0.5 ~ 0.4 小程度、またカバー率は 85 %。(船積後契約破棄の場合は 68 %。)

ヘ. 保険金支払時期

報告後 1 ~ 6 ヶ月の間に支払われる。

ト. 報告義務

輸出者は、全輸出(予め了解消の輸出を除く)について、7 日以内に ECICS に報告、毎月 10 日までにプレミアムの支払を要す。ECICS は、輸入者毎に限度を設けたり付保総額を制限することがある。

チ. 代理受領権付保険

輸出保険の受領権は原則第三者に譲渡禁止であるが、銀行に対しては、ECICS の合意を得て、受領権の譲渡は可能である。

リ. 対銀行保険

(Comprehensive Bank Guarantee、CBG と略す)

ECICS は輸出者との包括契約に基づき、各取引銀行に一定限度の保証枠を設定、保険事故発生の場合には、銀行に 100 % の Refund を行なう。

具体的手順は次のとおり。

- (1) 輸出者は銀行経由 CBG 申請を行なう。
- (2) 銀行は同申請書を ECICS に送付。
- (3) 同時に輸出者に買取枠を設定通知。
- (4) ECICS から輸出者への Letter of CBG を基に輸出者、ECICS の間で Recourse 契約を行なう。

(これは事故発生時、ECICS が銀行に 100 % 支払うものを輸出者に Recourse し、輸出者はこれを一旦受けて、改めて保険金、請求を行ない、その 85 % を受取ることになる。)

- (5) 銀行は CBG を得る。

- (6) 銀行は輸出者より当該ファイナンスが関連輸出である旨の Warranty Letter を徴求しておかねばならない。

CBG の料率は通常の包括輸出保険契約の料率 (0.5 ~ 0.4 %) より 0.5 % 高となる。

ヌ. 長期輸出保険制度

(Specific Bank Guarantee, SBG と略す。)

長期延払あるいはプラント輸出等通常の銀行リスク負担を超えるものを保険する。

輸出契約の内容が画一的でなく且つ後述のMAS金利保証との絡みもあり、案件者に ECICS と十分な事前打合せを要する。一般的手続省略。

なお、長期輸出保険でもう一つ Buyer Credit Guarantee、(BCG と略す。) がある。

この保険は、シンガポールの大型、長期輸出促進のため、輸入者に対するファイナンスを付保するものである。一般的手続省略。

ル. 輸出固定金利ファイナンス保険制度

(Fixed Rate Export Finance Scheme)

この制度の目的は、長期輸出ファイナンスに伴う貸出金利 (通常は固定金利が多い) が実勢金利を下まわった場合、差額を保証することにある。

(ECICS の通知する金利を上まわった場合は、差額を ECICS に返還せねばならない。)

1981年8月現在の ECICS のレートは以下のとおりである。

Country Classification	Contract Credit Period		
	2 - 5 Yrs	5 - 10 Yrs	Over 10 Yrs
Singapore \$ Financing	% Pa	% Pa	% Pa
“Rich” Countries	$10\frac{1}{4}$	$9\frac{5}{8}$	$9\frac{3}{8}$
“Intermediate” Countries	10	$9\frac{3}{8}$	$9\frac{1}{8}$
“Poor” Countries	$9\frac{3}{4}$	$9\frac{1}{8}$	$8\frac{7}{8}$
US\$ Financing			
“Rich Countries	11、	$10\frac{1}{2}$	10
“Intermediate” Countries	$10\frac{3}{4}$	$10\frac{1}{4}$	$9\frac{3}{4}$
“Poor” Countries	$10\frac{1}{2}$	10	$9\frac{1}{2}$

なお、ECICS の保険制度詳細については、ECICS にご照会されたい。

(住所 3702~3, 37th Floor Blk, DBS Building 6, Shenton Way, Tel: 2208344.)

土地賃借から自家工場建設迄の手続き

NICHICON (SINGAPORE) PTE. LTD.

田中 通夫

はじめに

当社はシンガポールへ進出し、操業以来、電子部品（アルミ電解コンデンサ）を製造して居り、今年9月度で設立以来4年目を迎える。当国への進出は、オイルショック以後の経済変動による円高、それに起因して生じる貿易摩擦の為、日本に於ける基幹産業が、生産拠点を海外にシフトする事により、当社の様なサポーティング企業も、追従する形となった。当初進出時に政府との約束である自家工場建設を本年5月より着手し来年1月末に完成し移動する予定である。この新工場着手に於ける手続きに就いて、概略ではあるが今後自家工場建設を計画されている企業の方々の一助となれば幸いである。

「土地購入」

進出決定に伴いEDB（経済発展局）へ出向き、工場進出の助言、又当面の生産基地及び将来の工場予定地の紹介を受け、JURONG、TOA PAYOH、PSA、ANG MO KIO等を調査し最終的に現在のANG MO KIOに決定した。土地の購入に際してはEDB (IMPLEMENTATION ASSISTANCE UNITS)を通じHDB（住宅開発局）管轄の土地を購入する事になり、代金は、1979年2月に払込んだ。（JTC管轄土地もある）。契約上には、「自家工場建設期間は契約後、2年以内に完成させる事。遅れた場合はS\$300/月のペナルティーを課す」との条項が明記されて居り、当社の場合、経済動向との関連性をも勘案し、土地代金のみを先払いした。契約書へのサインは1年延期し、最終的に「1980年1月1日より2年以内に工場完成」という線でHDBとの契約を終えた。本土地は、1980年1月1日より60年間の自由保有権を与えられ、代金は当時S\$87/m²で、あつたが現在では、S\$254/m²と約3倍にもなって居りその高騰ぶりに驚かされる。（現在WOODLANDはS\$160/m²で50年LEASEである。）

「賃借工場」

土地の手当ては終了したが新工場建設迄の期間生産基地が必要であり、こ

の点にも少し、触れておく。現在の工場は、HDB の TERRACED FACTORY で ESTATES & LAND DIVISION が窓口である。当初現地の中小企業を対象に建設されたもので、当社はこの賃借工場群が、完成する前に最初に入居した企業である。

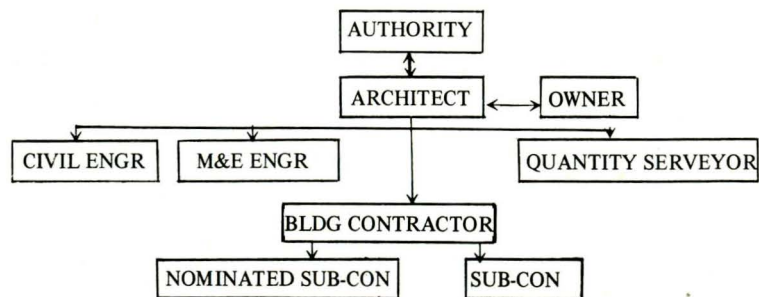
“自家工場が完成する迄”という条件付であった。

その後の E D B の外国企業積極誘致策が、効を奏して外国企業入居者が増加し反響もよく現在では期限なしで賃貸させている様である。因みに賃借料は S\$8.70/m² であるが現時点では、S\$14/m² 以上の提示をされるであろう。

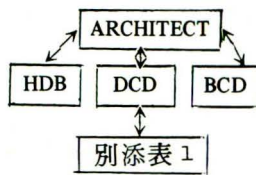
「設計、建築、所轄省への手続き」

A) いよいよ工場建設への第一歩を踏み出さなくてはならない。その第一は、建築設計事務所を決定する事である。御存知の様に当地では、なにをするにもプロフェッショナルのサインが必要である。第二は、オーナーは建築家と工場プランを打合せ（容積率は 60%～250% 最大）建築家はその内容に基づき図面化し、オーナーは、それを元に各建設業者に入札させ落札する。見積りと平行して建築家は、関係所管へ工場着工の申請書を提出するのである。建築家は公共機関への申請からコンサルタント建設業者及び工場完成迄の管理監督する権限を有する。

建築家を中心に下記の如く図化する



B) BLDG PLAN (基本プランBP) WORKING DWG (確認申請図面WD)



① HDBへBPを提出し、着工依頼申請する。裏書き押印の上、返却される。(2週間を要す)

② 返却図面をDCDにBP APPROVALの為に提出。DCDは各関係省(別表1のNo 7～14部門)

に通知し、各省の要求を調整する。(1.5ヶ月間を要す)

③ DCDより基本プランの承認を受けたならば建築家はWDを引きHDBの承認を受け、更にBCDに設計内容が当国建築規格にそっているかの申請を受ける。(3ヶ月～4ヶ月間要す)

④ BCDよりの申請許可が得られれば着手出来る(6ヶ月以内に)が相当期間を要するので、BCDにTWICE PLAN FEE(面積比に応じて算出される)を支払い例えばPILING迄の基礎工事を先に進める事が出来る。SITE MEETINGは毎月1回完成迄行われる。

⑤ 当国に於いては、日々規格が変更されているといつても過言でない程変更されて居り、PLANNERの権限は絶対的で、先の判例を示しても“現状は、これだ”と言われる場合多々ある。

C) T. O. L. (TEMPORARY OCCUPATION LICENCE)

工場がほぼ完成に近づいて来たならば、建築家はBCDに監督証明書を添附し、申請する。(条件は下水、火災関係が満足していると確認後)2週間後に担当官が建築家と共に立合検査に来、図面通り建築され規格内の材料を使用しているか等の調査確認ある。約2週間でT. O. L 発行され機械搬入、生産等開始出来る。(約1ヶ月間を要す)

D) C. O. F. (CERTIFICATE OF FITNESS)

T. O. L が発行されてから6ヶ月以内に外周等の残務作業を完成させる事BCDの各関係省(別添表1のNo 7～14)より、新工場立居を受け全てに適合して居れば設計事務所宛にC. O. F を発行する事を推奨するという手紙が送附されてくる。全部門の確認を取付けBCDに申請する。一部門でも未承認であれば得る事は出来ない。例えば、規則に“植木を10本植え”となっている所を9本しか植えなかったならば承認されない。(3ヶ月～6ヶ月間を要す)

E) F. L. (FACTORY LICENCE)

労働省が発行するもので特に安全面の観点より立合いあり、(主に機械レイアウト T. O. L を取得して居る事が条件である 1 ヶ月～2 ヶ月間を要す)

「見積り」

A) 前後するが通常見積りには BILL OF QUANTITY (単価請負契約 / BQ) と LUMP SUM (一括請負契約 / LS) 方法とがある。S'PORE の場合 100 % に近い業者が BQ 方法をとつて居り、詳細図面上より QUANTITY SURVEYOR が拾った数値と仕様書をもとにオーナーは、建築家を通じ、テンダーし、各業者は、見積額提示する。BQ の場合、数量違い、追加仕様変更に対する金額請求は、QS の再査定のもとにオーナーに請求出来る。LS の場合 QS の拾った数値は参考程度にとどめ独自に数値拾い直しその結果、数量間違いであっても請負額内で処理する。費用負担区分が BQ は明確である。通常 BQ 方式は、総額の 5～10 % が予備費という項目で見積書に明証される。

B) 当国での標準的プロフェッショナル費用は、総計の 14～15 % と言われて居り、この中には建築設計事務所分は勿論の事、CONSULTING ENGRS 費用等全て含まれて居るが実際商談となると 7～10 % に落ち着いて居る様である。

「支払い」

プロフェッショナル費用は、3 分割法で① DCD よりの B P 許可が出た時点、② 着工時又は B C D の許可が出た時点、③ T. O. L が入手出来た時点で建築家を通じて支払われる。建設費用に就いては、出来高払い (BQ との関連性から S'PORE では 100 % 近い) と 3 分割払い (日本ではこの方法多い) に区分され出来高方法は進行表に基き毎月支払いオーナーは出来高の 10 % を常に保有する事が出来る。(RETENTION すると言う)。但し“RETENTION の総額は請負金額の 5 % を超えない事”と言う条項が契約書内に折り込まれて居る。3 分割方法は① 契約時点、② 上棟時点 (鉄骨が組上った時) ③ 完成時点 (T. O. L 入手時) の 3 回が普通であり、いずれの方法も全てオーナーは建築家よりの請求書に基いて建築家を通じて支払う。当社の場合はやや不規則な形態をとって居りプロフェッショナル費用は設計事務所を経由し、建設費

及び下請への支払いは建設業者へ直接支払っている。

「固定資産税」

半年毎に支払わなければならない。計算方法は下記の様になっている。

- A) LEASE LAND を S\$1,000,000 で入手したと仮定
- B) 60年間 LEASE の土地再評価額 S\$1,250,000 ($A \times 100/80\%$)
- C) ANNUAL VALUE の算定 S\$62,500 ($B \times 5\%$)
- D) 固定資産税額 S\$12,500/年 ($C \times \text{税率} 20\%$)

現在税率は、地域により差異あるが(20%~26%)税務局は、1983年以降は一律23%にする考えの様である。

「税務面」

税務上商業事務所購入に於いては、減価償却出来ない。工場事務所の場合でも、総建坪の10%以上を超えた時は総工費に対するその率分は減価償却なされないので設計時十二分に注意される様に。

「地鎮祭」

習慣はないが日系企業は、実行されている様である。

「おわりに」

纏りなく例記したが将来建設を計画して居られる企業の方々、まず第一に EDB へ出向かれ相談、助言を受けられる事が最善の方法であろう。設計から着工迄に約半年もの時間を要するので、十分調査検討され着実に焦ろず実行されん事を望むと共に必要あれば、EDB 各関連各省に何回でも足を運こんで情報を得、又督促する事が大事であろう。

(表 1) LIST OF RELEVANT AUTHORITIES

1. Director of Architectural Section, JTC (Jurong Town Corporation)	:	Where Building Plans endorsement is required prior to submission to DCD or BCD
2. Chief Architect, HDB (Housing & Development Board)	:	Where Building Plans endorsement is required prior to submission to DCD or BCD
3. Assistant Director, DCD (Development Control Division)	:	For New Building Planning approval application
4. Assistant Director, BCD (Building Control Division)	:	For all building plans submission
5. Commissioner of Lands	:	Where State Land may be/is involved
6. Director PPD (Primary Production Department)	:	Where agricultural land & PPD'S authority is involved
7. Head, Drainage Department	:	For drainge provisions/requirements
8. Head, Sewerage Department	:	For sewerage provision, requirements
9. Chief Electrical Engineer, PUB (Public Utilities Board)	:	For electric load requirements and whether provision for substations, transforman/ switchrooms are required
10. Commissioner of Public Health	:	For Bin Centre, refuse chutes and canteens requirements
11. General Manager, URA (Urban Redevelopment Authority)	:	For the number of car parks required/allowed and also for payment in lieu of deficiency in car parks
12. Senior Executive Engineer, Roads Branch, PWD	:	For road widening lines and access points affecting the development site and also for financial contribution for road improvement when applicable
13. Commissioner, Parks & Recreation Department	:	For approval on landscaping proposals and tree planting requirements
14. Head, Anti-Pollution Unit	:	For approval on pollution delating to noise smell, etc
15. Chief Inspector, Factory Inspectorate, Ministry of Labour	:	For application of Factory Licence, machinery installation and Safety Measures

シンガポールに於ける韓国企業

渋澤・朝員運輸（株）

内山 正明

本年7月始め韓国の全斗煥大統領はASEAN各国を歴訪、シンガポールにはチャンギー新国際空港開港後のVIP第一号として来星された。同大統領は今回のASEAN歴訪中韓国とASEANの一層密接な関係増進、特に経済面での協力強化、より具体的にはASEANに対する技術開発や資金援助又建設等各方面での協力の必要性、を打出したが、同国の経済活動半径をASEAN全域に伸張し一つの安定した勢力としての役割を担う切掛を作るものとして注目されている。

韓国とシンガポールの貿易関係を見てみるとシンガポールから韓国への輸出で主なものは生ゴムや植物油等の原料品と石油製品であり、因に前者は1975年8千5百万S弗であったものが昨1980年には2億3千8百50万S弗と2.8倍に、又後者は12万S弗に過ぎなかったのが6年間で1億8千9百40万S弗と実に1,540倍近くに激増し、輸出額全体でも1億6百90万S弗から6億2千90万S弗へ5.8倍強の伸びを示した。

一方韓国からの輸入は主として工業生産物（繊維製品や電気製品が猶主流ではあるが近年鉄鋼製品及び機械類の割合が増加している）であり、1975年実績8千7百80万S弗であったものが1980年には3億849百40万S弗と4.4倍に、輸入額全体としても1億4千4百90万S弗から5億8千4百70万S弗へと4倍に脹れている。

今年6月現代自動車製造の乗用車“ポニー”が当地で売り出されたが（代理店：PONY MOTORS PTE LTD/KORINS MARITIME SERVICES PTE LTDの子会社）、最初に輸入した225台は忽ち売り切れ評判も良く上々の滑り出しであり、今後の輸入増が期待されている。

事実韓国系企業はさ程多数ではなかったが戦後よりずっと当地にて地道に活動が続けて来ており、最近では全斗煥大統領の訪星に先立ち或は軌を合わせるが如く、建設業を始め諸企業が一段と躍進している。

因に現在当地に進出している韓国系企業の数約100社、又在住韓国人

は 1980 年末約 850 名であったものが 1981 年の現時点では約 1,500 名と略々倍増、今後更に増加する見通しである。斯うした在留韓国人の増加に伴い韓国料理店も既に 3 軒が営業、好成績をあげている。

当地に活躍する韓国系企業を紹介すると概略以下の如くである：

1. 国家関連企業及び機関

KOREA TRADE CENTER (KOTRA)

KOREA NATIONAL TOURISM CORP. (KNTC)

KOREAN REINSURANCE CO.

POHANG IRON AND STEEL CO. LTD.

KOREAN AIRLINES

2. 金融機関

(Restricted Bank)

KOREA EXCHANGE BANK (韓国外換銀行)

(Offshore Bank)

THE COMMERCIAL BANK OF KOREA LTD. (韓国商業銀行)

(Representative Office)

THE BANK OF KOREA (韓国銀行)

THE KOREA DEVELOPMENT BANK (韓国産業銀行)

THE CHO-HEUNG BANK LTD. (朝興銀行)

BANK OF SEOUL AND TRUST CO. (서울信託銀行)

HANIL BANK (韓一銀行)

KOREA FIRST BANK (第一銀行)

アジアに於ける金融センター、シンガポールに進出した上述金融機関は夫々の資格に於て以下に羅列する総合商社や建設会社等の金融面の面倒を見ている訣であるが、地域的には ASEAN、オーストラリア更にはバン格拉ディッシュ、スリランカ、中近東までカバーしている。

総合商社

BANDO SANGSA CO.

DAEWOO INDUSTRIAL CO. LTD.

HYOSUNG CORP

HYUNDAI CORP.

KUKJE CORP.

KUMHO & CO. INC.

SAMSUNG CO. LTD.

SSANGYONG CORP.

SUNKYONG LTD.

総合商社はその名の通り凡ゆる商品の輸出入・貿易を行なうが、これら総合商社の外に一般貿易会社があり、約 20 社が当地で活動している。

4. 建築業

DAELIM INDUSTRIAL CO. LTD.

HYUNDAI CONSTRUCTION CO. LTD.

SHINWHA ENGINEERING & CONSTRUCTION CO. LTD.

SSANGYONG CONSTRUCTION CO. LTD.

SAMWHAN CORP.

近時上述有力企業の活躍が目覚ましく、次の様なプロジェクトを手掛けている：

DAELIM: SHELL EASTERN.の PULAU BUKOM リファイナーリー・コンプレックス
に於ける HYDRO-CRACKER プロジェクト

HYUNDAI: PULAU TEKONG の 700 ヘクタール埋立工事（PSA, 1984年完成予定）

SHINWHA: ジュロン地区に於けるインシュレーション・ワーク

SSANGYONG: RAFFLES CITY プロジェクト建設工事、その他コンドミニアム
の建設

当業界は中近東での受注がこの処稍下降気味のこともあり、東南アジア方面へは積極的に進出している。例えば

- マレーシアでの水力発電所建設：現代建設、京南企業、大林産業他二社によるコンソーシアム
- インドネシアでの道路工事：京南、三煥等六社によるコンソーシアム
- ビルマでのダム建設外多目的なプロジェクト：現代

- スリランカやブルネイでの種々の土木建設工事：京南

5. 其 他

製造関係では両国の賃金格差が夫程無いこともあり、余り多くは進出して
いなが、1976年10月に SSANGYONG CEMENT LTD., DBS 及び AFRO-
ASIA SHIPPING CO. (PTE) LTD. との合併で設立された SSANGYONG
CEMENT (S) PTE LTD. はシンガポールのセメント製造大手5社の一つと
して、韓国親会社より輸入のクリンカーを原料に 年間約60万屯の規模で
セメント生産を行っており、又1978年設立の ASIA TECHNICAL GAS
CO. PTE. LTD. が酸素等工業用ガスの製造を行なっている外、プラスティ
ック成型加工業への進出も行なわれている。

シンガポールへ配船している船社としては、KOREA SHIPPING CORP.
DONGSUE SHIPPING CO., HEUNG-A SHIPPING CO., 又韓国系船主
・代理店として KORINS MARITIME SERVICES PTE. LTD. 等がある。

〔※上述記事は、韓国外換銀行新加坡支店 支店長 南英鎮氏 其他の方々か
ら伺った話を要約したものであります。〕

税務上の減価償却制度

—その節税、欠損金の繰越及び配当正政策との関連—

公認会計士 関根 修一郎

はじめに

シンガポールに於ける税務上の減価償却制度について体系的な記事を書いて欲しいとの御依頼をいただき、所定の紙数をオーバーしても良いことを条件にお引き受けしました。シンガポール所得税法上、減価償却制度自体が可成りボリュームのある主題なると、減価償却制度のもつ節税面での効果のみではなく、その欠損金繰越制度及び配当政策との関連を述べておかないと片手落ちになると思ったからです。内容は多少専門的すぎるかも知れませんが、企業の会計担当者のみならず、トップマネジメントにも是非知っておいていただきたいシンガポール税法の持つ特殊性を含んでいます。御一読下さい。

1. 会計上の減価償却と税務上の減価償却

会社の会計帳簿に記載された固定資産の減価償却費（ Depreciation ）は、税務上の所得計算を行う上で費用として認められない。そのかわりに、特定の範ちゆうに属する固定資産につき、キャピタル・アロウアンス（ Capital Allowance ）と呼ばれる税法所定の償却費を損金として計上すること、すなわち減価償却費についての申告調整が認められている。これは、日本に於て課税所得の計算上、税法所定の償却費を損金として計上するためには、会計帳簿上にもそれを反映すること、すなわち損金経理が要求されているのと異なる。このような税法による損金経理の要求が、日本に於ては企業会計上種々の問題を生じているのに対し、申告調整を認めているシンガポールの方法は、より合理的といえる。すなわち、企業会計上は、資産の実体に応じた耐用年数、償却方法を適用するのに対し、税務上は償却費をあくまで課税所得計算上の Allowance とみなして、後に述べるような節税、欠損

金の繰越、配当政策等の企業の諸政策とにらみ合せながら調節してゆくことが可能となるからである。このような税法による損金経理の要求は、世界各国を例にとってみてもむしろ希であり、シンガポール所得税法の源流をなす英国税法は勿論のこと、米国税法でもこの減価償却費の申告調整を認めている。

2. 税法上の減価償却の体系

所得税法上、減価償却は；

- (1)産業用建物及び構築物
- (2)機械及び設備
- (3)プランテーション業に係る資本的支出及び
- (4)鉱山に係る資本的支出

について認められている。本稿での解説を日系企業に特に関係の深い(1)及び(2)に限ることとして、その体系をわかりやすく示せば次のようである。

産業用建物及び構築物

通常の償却—取得時償却 (Initial Allowance)

一年次償却 (Annual Allowance)

差額償却及び差額賦課 (Balancing Allowances and Charges)

機械及び設備 (車を除く)

通常の償却—取得時償却

一年次償却

特別償却 (Accelerated Allowance)

割増償却

差額償却及び差額賦課

業務用車輛 (Business Service, Passenger Vehicle)

通常の償却—取得時償却

一年次償却

差額償却及び差額賦課

取替法 (Replacement Basis) による償却

上記の機械及び設備に含まれない小型、小額の器具備品、耐用年数が

比較的短期の資産等に適用される。

以下上記の体系に従って解説し、ついで税務上の減価償却実施の任意性、減価償却と節税、欠損金の繰越及び配当政策との関連について述べてみたいと思う。

3. 産業用建物及び構築物の減価償却

(1) 産業用建物及び構築物の定義：

次のような「産業用」に使用されている建物及び構築物をいう。

- (a) 工場又はそれに類似する施設のために使用されている建物及び構築物。
- (b) 運送、ドック、水道及び電気事業のために使用されている建物及び構築物。
- (c) 製造及び加工業のために使用されている建物及び構築物。
- (d) キャンティーン、休憩・娯楽室等で上記(a)～(c)に関連する企業に雇用されている従業員の福利厚生のために使用される建物及び構築物。
- (e) 塀、橋、ダム、道路、排水渠、フェンス、井戸及びトンネル等の附属設備で上記(a)～(c)の目的に使用されているもの。

従って、住宅、店舗、ショールーム、ホテル及び事務所用建物及びそれに附随する建物及び構築物は「産業用」とは認められず償却の対象とならない。

なお建物の一部のみを産業用に使用し、残りを非産業用に使用する場合（例えば工場建物の一部に事務所を設けているような場合）で非産業用に使用される部分のコストが当該建物及び構築物のコストの10%以下である場合には、当該建物及び構築物全体が「産業用」とみなされる。10%を超える場合には、産業用部分についてのみ償却の対象となる。なお産業用及び非産業用部分のコスト算定が実務上困難と認められる場合は、全体コストを使用面積比で按分する等代替の方法も認められる。

(2) 償却の対象となる支出：

(1)の産業用建物及び構築物に対してなされる支出であって下記に該当する場合のみ減価償却の対象となる。

- (a) 所有者たる納税義務者自身の営業のために当該建物又は構築物を使用

する場合。

- (b)納税義務者の所有する建物及び構築物がその賃借人により(1)に述べた「産業用」に使用される場合。すなわち工場用建物であってもそれが賃借人により実際に「産業用」に使用されない限り、所有者の課税所得計算上、当該建物についての減価償却は認められない。

償却の対象となる支出の内容

税法上の規定はないが、通常下記のような建物及び構築物の取得に直接要した支出が含まれる。

- (a)建物及び構築物の建設のために行なわれた整地費用。
- (b)建築家に対する報酬。
- (c)建築承認を得るための関連諸費用。
- (d)既存建物の取りこわし費用。
- (e)建物自体の建築コスト
- (f)配管・排水・電気等建物の建設に附随する工事に対する支出。
- (g)法的諸費用、印紙税等で当該建物に直接関連するもの。

建売の産業用建物及び構築物を購入した場合

建設業者等から産業用建物及び構築物を購入した場合には、税務上下記を条件として、自家建設の建物及び構築物に対するのと同様の償却が認められる。但し、償却の対象となる支出は、建設業者の建設コスト（利益を含まない）、あるいは実際購入価格のいずれか低い方である。（現在、J.T.C の建設による建物の場合、購入価格の95%が建設コストとみなされている。）

- (a)当該産業用建物及び構築物がその建設業者から購入されたかあるいは当該建物等について25年を超える Lease Hold Interest が設定されていること。
- (b)当該建物等がこれまでにかなる者によっても使用されたことがないこと。
- (c)当該建物等の建設業者が当該建物等について取得時償却を、自己の所得計算上、計上したことがないこと。

(3)償却：

取得時償却 (Initial Allowance)

支出が行なわれた（又は債務が確定した）年度に於て、支出額（債務確定額）の25%を償却する。建物及び構築物の完成は取得時償却の条件とはされない。

なお新築建物に対する支出のみならず既存の建物の増改築に対してなされた支出も取得時償却の対象となる。

年次償却 (Annual Allowance)

取得価額の3%相当額の償却を各課税年度に行う。従って産業用建物及び構築物の償却期間は、年次償却開始後25年（すなわち、 $(100-25) \div 3$ ）である。（「7、減価償却実施の任意性」参照）。

なお、償却計算の際、建物及び構築物の残存価額を考慮する必要はない。又建物等の取得月あるいは使用開始日による償却費の日（月）数按分を行なう必要はない。いかえれば、事業年度の末月現在、下記の条件を満足していれば、1年分の償却費の計上が認められる。

年次償却を行うための条件として；

(a)事業年度の末月現在、当該建物及び構築物が既に完成しかつ使用されていること。

(b)事業年度の末月に於て、納税義務者が当該建物等について法律上の権利 (Relevant Interest) を有していること。例えば、建築コストS\$1,000,000のA社所有の工場用建物をB社が賃借し、B社がこれに更にS\$500,000をかけて改築し「産業用」に使用した場合、A社はS\$1,000,000について、B社はS\$500,000についてそれぞれ法律上の権利を有しており、各々の所得計算上償却を行うことができる。

中古建物及び構築物を購入した場合の年次償却

この場合、取得時償却の適用はなく、下記。(a)又は(b)のいずれか多い方の全額が、年次償却として計上できる。

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該建物及び構築物の} \\ \text{(a) 購入時に於ける税務上} \\ \text{の未償却残高} \end{array} \right) \times \frac{1}{50 - \text{前所有者によりすでに年次償却} \\ \text{が行なわれた課税年度の数}}$$

(b) 当該建物及び構築物の購入時に於ける税務上の未償却残高の3%相当額。

(4) 売却・除却等が行なわれた場合の税務上の取扱い：

下記の事実が発生した場合に、「差額償却」及び「差額賦課」と呼ばれる税務上の取扱いが認められている。

(a) 所有権の移転

(b) Lease Hold Interest の終了

(c) 建物及び構築物の取り壊し等

但し、建物又は構築物が最初に使用された課税年度より起算し51番目の課税年度以降に上記のような事実が生じても、「差額償却」及び「差額賦課」の適用はない。

差額償却 (Balancing Allowances)

産業用建物及び構築物の売・除却収入が、税務上の未償却残高を下回る場合、その差額は、過年度に於ける減価償却不足額とみなされ、償却額の追加計上が認められる。(設例参照) 会計上生じた固定資産の売・除却損益は税務申告書上否認される。

差額賦課 (Balancing Charges)

産業用建物及び構築物の売・除却収入が、税務上の未償却残高を超える場合、その超過額は過年度に於ける減価償却が過多であったがために生じたものとみなされ、課税対象となる。しかしこの課税対象とされる金額は、過去に行なわれた税務上の減価償却の累計額を超えることはない。いいかえれば売・除却収入が、建物等の取得価額を超える場合には、その超える部分についてはキャピタル・ゲインとみなされ非課税扱いされる(設例参照)。

税務上の譲渡価額

上記で述べたように、建物等の売却価額が取得価額を超える部分については、税務上キャピタル・ゲインとみなされ課税されない。しかしな

がらこの税務上の恩典を悪用し、不当に課税所得の減額を計るケースも考えられる。例えば、A社が工場用として使用してきた建物（取得価額 S\$1,000,000、売却時の税務上の未償却残高 S\$60,000）を、A社の子会社であるB社に故意に当該建物の市場価格を下回る S\$500,000 で売却し、B社はこれを直ちに第三者であるC社に S\$1,200,000（市場価格）で売却するようなケースである。この例では、建物の売却が子会社のB社を経由せず直接C社に行なわれた場合には S\$400,000 が差額賦課として課税対象となるのに対し、B社を利用することにより逆にA社に S\$100,000 の差額償却を可能にし、結果として、S\$500,000 相当のA社の課税所得を不当に減額させる可能性を残すことになる。従って税務上建物等の譲渡価格に関する何らかの規制が必要とされる。後に述べる機械等の税務上の譲渡価格については所得税法第20条(1)に於て、公正なる市場価格（Open-Market Price）によるべき旨規定されているが、建物及び構築物についての規定はない。但し、所得税法第33条に於て、不当に課税所得の減額を計ろうとする取引については、税務検査官はかかる取引行為を否認し、あるべき所得金額について課税できるとしている。具体的には建物及び構築物の税務上の譲渡価格も機械及び設備同様、市場価格又は第三者間価格と考えるべきであろう。

なお、建物等の譲渡が関係会社間で行なわれる場合には、建物等の税務上の未償却残高をもって税務上の譲渡価格とすることも認められている。（所得税法第24条）この場合、購入側は当該建物等の残存耐用年数に基づき償却計算を引き継ぐことになる。

(5) 設例

『シンガポール法人A社（決算日12月31日）は1978年自社工場用建物の建設に着手し、1980年6月完成後直ちに使用を開始した。

年度別の建設費支出額は下記の通りであった。

1978年	S\$1,000,000
1979年	800,000
1980年	<u>1,200,000</u>
合計	<u><u>S\$3,000,000</u></u>

A社は上記建物を1981年8月、B社に売却処分した。』
上の例に於てA社の税務上の減価償却費は次のように計算される。

(1979課税年度)

取得時償却 (S\$1,000,000の25%) S\$250,000

(1980課税年度)

取得時償却 (S\$ 800,000の25%) S\$200,000

(1981課税年度)

取得時償却 (S\$1,200,000の25%) S\$300,000

年次償却 (S\$3,000,000の3%) S\$ 90,000

償却累計額 S\$840,000

(1982課税年度)

(a)売却額 S\$3,500,000の場合；

税務上の売却益は、S\$1,340,000 (すなわちS\$3,500,000と税務上の未償却残品 S\$2,160,000との差額)。この内 S\$840,000は過年度に於ける減価償却の修正益として課税される (差額賦課) が、S\$500,000についてはキャピタル・ゲインであり課税されない。

(b)売却額 S\$2,000,000の場合；

税務上の未償却残高 S\$2,160,000と売却収入額 S\$2,000,000との差額 S\$160,000について、追加償却が認められる (差額償却)。

4. 機械及び設備の減価償却

(1)機械及び設備に含まれるもの：

通常の機械装置、工具、器具及び備品以外に事務用機器及び備品 (タイプライター、会計機、家具、電話用設備等) 及び家庭用品 (冷蔵庫、クッカー、やかん、ラジオ、TVセット等) も含まれる。但し、カーテン・カーペット等は後に述べる取替法の対象とされ、税務上減価償却は認められない。

(2)償却の対象となる支出：

(a)自己の営業用に使用するため機械及び設備に対してなされる支出。

(b)機械・設備の据付のために生じた支出も償却の対象となる。同様に機

械等を設置するため既存の建物又は構築物に対してなされる変更のために生じる支出も償却の対象となり、当該機械等の取得価格を構成する。

- (c)機械等の購入に直接関連して発生した為替差損については、本来キャピタル・ロスとして課税所得から控除することは認められないが、この場合機械等の取得価格を構成し償却の対象となる。逆に差益が発生した場合には、本来キャピタル・ゲインで、非課税所得であるが、この場合機械等も取得価額から控除され、最終的には課税対象となる。

(3)償却

取得時償却

支出が行なわれた事業年度に係る課税年度に於て、支出額の20%の償却が認められる。(債務の確定をもって支出が行なわれたものとみなされる)

年次償却

事業年度の末日に於て機械等が使用に供されていることを条件とし、(9)に示す償却年数表に従い定額法による償却が認められる。(1981課税年度から、従来の定率法を改め、定額法が採用された。)

後に述べるように、機械及び設備についての取得時償却を実施するかどうかは、パイオニア企業でない限り企業の任意である(「7、減価償却実施の任意性」参照)。従って取得時償却を実施した場合には、機械等の取得価額から取得時償却額を控除した残額が年次償却の対象となり、取得時償却を適用しない場合には、機械等の取得価額の全額が年次償却の対象となる。なお、償却計算に際し、機械等の残存価額を考慮する必要がないのは、産業用建物及び構築物の場合と同様である。

また、機械等の取得日による償却額の日(月)数按分を行う必要はない。すなわち取得日のいかにかわらず事業年度の末日現在、当該機械等が使用されていれば、1年分の償却費の計上が認められる。

設例

「A社(決算日12月31日)は、1980年11月タイプライターを購

入し直ちに使用を開始した（取得価額 S\$2,000）。A社は、当該タイプライターについて税務上、取得時償却を適用することにした。」

上例に於けるA社の償却計算は次のように行なわれる。

取得価額	S\$2,000
1981 課税年度	
取得時償却 (S\$2000×20%)	(400)
年次償却 S\$ (2000-400) / 8 年 *	(200)
1982 課税年度	
年次償却	<u>(200)</u>
1982 年 1 月 1 日現在の税務上の未償却残高	<u>S\$1200</u>

* 「(a)機械及び設備の償却年数」参照

- (4)売却・除却等の場合の税務上の取扱い：下記の事実が生じた場合、「差額償却」及び「差額賦課」と呼ばれる税務上の取扱いが認められている。
- (a)機械等が納税義務者の所有に帰さなくなった場合、すなわち売却等。
 - (b)機械等が帰属する企業の営業が永久に中止された場合。
 - (c)機械等が永久に営業のために使用されなくなった場合。

差額償却

「 3. 産業用建物及び構築物の減価償却」参照

差額賦課

「 3. 産業用建物及び構築物の減価償却」参照

税務上の譲渡価格

機械等の実際の譲渡価格が当該機械等の公正なる市場価格(Open-Market Price)を下回る場合、税務検査官は、上記の差額償却及び差額賦課計算上、当該取引が公正なる市場価格で行なわれたものとみなすことができる(所得税法第20条(1))。この規定の主旨は先に「3.産業用建物及び構築物の減価償却」の項で述べた通りである。

なお、譲渡が関係会社間で行なわれる場合には、譲渡が行なわれた年度の直前の課税年度末現在の税務上の未償却残高をもって譲渡価格とすることが認められているのは産業用建物及び構築物の場合と同様である。

(所得税法第 24 条)

(5) 特別償却 (Accelerated Allowance)

次に掲げる機械及び設備については、先に述べた取得時償却及び年次償却にかわるものとして特別償却の適用が認められる(所得税法第 19 A 条。)この制度のもとに於ては、機械等の取得価額の~~を~~を毎期償却できる。すなわち 3 年間で全額償却が可能となる。

(a) 製造・加工業を営む企業のために使用されている機械及び設備。所得税法上、製造・加工業とは「工場 (Mill Factory) 又はそれに類似する場所に於て機械設備を使用して営まれる業」と定義されている。

(b) 公害防止設備及びコンピューター (非製造・加工業により使用されている場合にも認められる)。

(c) 研究開発機関が使用する機械設備

特別償却の適用が認められない業種

(a) 運輸・水道・電気事業。

(b) 商品又は原材料の保管を専業とする場合 (保管が物品の製造に附随していると認められる場合には適用可能)。

(c) プランテーション業

(d) パイオニア企業による営業 (Pioneer Enterprise 以外の Incentive を認められている企業については適用可能)。

申告

特別償却の適用に際しては、税務当局に対する事前の申請を要せず、税務申告書上で課税所得の計算に含めることのみで足る。

上記の条件を満たす限りに於て適用上の問題はない。

償却の開始時期

支出が行なわれた (債務の確定した) 年度に係る課税年度から開始でき、機械等が使用されているか否かは償却開始の条件とはならない。

設例

『製造業を営むシンガポール法人 A 社 (非パイオニア企業) はライン拡張のため、1979 年 12 月に機械設備を S\$600,000 で購入し、1980

年2月運転を開始した。A社は当該機械設備について特別償却を適用することにした。(決算日12月31日)』

上の例に於ける各課税年度のA社の税務上の減価償却費の計算は次のように行なわれる。

取得価額	S\$ 600,000
特別償却	
1980 課税年度 (S\$ 200,000)	
1981 課税年度 (S\$ 200,000)	
1982 課税年度 (S\$ 200,000)	(S\$ 600,000)
1982 年 1 月 1 日 現在の税務上の未償却残高	<u>S\$ 0</u>

(6) 割増償却

所得税法第19条(2)は税務検査官に対し、税法所定の償却率より高率の減価償却を認める権限を与えている。従って、割増償却の制度化されたものはないが、交代制の採用、高い使用頻度等により機械設備等の消耗が通常以上に激しい等の事実がある場合には、申請により割増償却が認められる可能性もあり、これは製造・加工業に限定されていない。

(7) 少額資産の税務上の取扱い

少額固定資産について取得時に費用処理を認める税務上特別の取扱い—例えば日本の10万円基準のような—はない。原則として、支出額の大小にかかわらず、固定資産としての性格を有するものについては、税務上固定資産として処理することが必要である。勿論、実務上は小額の資産について固定資産に計上せず購入時に損金処理できる可能性もなくはないが、税務検査官の重要性等に関する判断によるものでありケース・バイ・ケースといえよう。いずれにせよ小額資産を購入時に損金処理できる可能性は日本に比べてはるかに少ないといつて良い。

(8) Hire Purchase条件にて購入された機械等の減価償却

いわゆるHire Purchase条件(最終割賦金の支払完了まで物品の所有権が購入者側に移転しない一種の割賦販売契約)にて購入された機械等につい

ては、契約価格のうち現金購入価額（Cash Price）部分と手数料（Hire Charges）部分とで税務上の取扱いを異にする。即ち、

取得時償却：割賦金の支払が行なわれた事業年度に係る課税年度に於て、当該割賦金の内の現金購入価額部分について取得時償却が適用される。手数料部分については支払年度に費用計上できる。

年次償却：割賦金の支払状況のいかんを問わず、当該機械等の現金購入価格をベースに償却できる。事業年度の末日現在、当該機械等が使用されていることが必要である。

(9) 機械及び設備の償却年数（年次償却）

税務上、機械及び設備についてはその種類毎に下記のように償却年数が規定されている。（1981課税年度より適用される定額法による償却年数）

航空機	5 年
倉庫	16 年
建設用機械及び設備（ローラー、ミキサー、掘さく用設備、ブルドーザー等及びその附帯構築物を含む）。	6 年
ケーブルカー及びその関連設備	12 年
ケーブル及びその関連設備	16 年
物品輸送用容器	10 年
電気、ガス、水道及び蒸気用設備（タンク及び発電機を含む）	16 年
電気機器（産業用電気機器、家庭用及び業務用電気器具、冷房及び通風設備を含む）	8 年
電子機器（探知、誘導、管制、冷却、計算、試験、操縦のための電子装置を含む）	8 年
人的及び専門的サービスのための機械設備	10 年
農機具	8 年
防火用設備	10 年
浮きドック及び乾ドック	16 年

製造工程用機械及び設備	6 年
ガスシリンダー	16 年
物品及び人員輸送用機械が装置（エレベーター、エスカレーター、秤、コンベアー、フォークリフト、クレーンを含む）	6 年
映画用フィルム	5 年
楽器及びその関連設備	10 年
事務用機器：	
家具及び什器（建物の構造上その構成要素でないもの）	10 年
事務用機器（タイプライター、計算機、会計機、複写機を含む）	8 年
電信、電話設備	10 年
リクレーション及び娯楽設備	10 年
鉄道用貨車、線路及び関連設備	16 年
交通用設備：	
バス	6 年
営業用人員輸送車輛（Business Service, Passenger Vehicle）	6 年
タクシー	5 年
トラック、ローリー、トレーラー及びバン	6 年
オートバイ及び自転車	8 年
船舶、はしけ、洩船及び類似の水上輸送用機械設備	16 年
卸売業及び小売業用の業務用資産（レストラン及び喫茶店用のそれを含む）	8 年

5. 業務用車輛の減価償却

税法上の減価償却は、業務用車輛（Business Service, Passenger Vehicle）すなわち“Q ナンバープレート”をつけた車にのみ認められる。但し償却の対象となる金額は、取得価額又は S\$25,000（1979 年 3 月 31 日以前に購入された車輛については S\$1,5000）のうちいずれか低い方の金額である。なお特別償却の適用はない。

取得時償却

支出が行なわれた年度に償却対象額の20%を償却できる。

年次償却

償却年数6年、定額法による償却が認められている。(1981課税年度以降)

差額償却及び差額賦課

基本的な考え方は、機械及び設備のそれと同様であるが、取得価額がS\$2,5000を超える場合には、取得価額のS\$2,5000に対する割合に応じて計算される。(設例参照)なお、1981年1月1日以降に売却される“Qナンバープレート”以外の車については取得の時期を問わず差額償却は認められない。

償却計算例

『 車輜登録：Business Service Passenger Vehicle

取得日：1980年8月1日

取得価額：S\$3,5000

売却：1982年5月

会社決算日：12月31日』

(1981課税年度)

償却対象額	S\$25,000
取得時償却、(S\$25,000の20%)	(5,000)
年次償却 S\$(25,000-5,000)÷6年	<u>(3,333)</u>
1981.1.1現在の税務上の未償却残高	16,667

(1982課税年度)

年次償却	<u>(3,333)</u>
1982.1.1現在の税務上の未償却残高	<u>S\$13,334</u>

(1983課税年度)

(1)売却価額S\$40,000の場合

$$S\$40,000 \times \frac{25,000}{35,000} = S\$28,571 \left(\begin{array}{l} \text{税務上売却価額と} \\ \text{みなされる金額} \end{array} \right)$$

税務計算上の売却益 S\$15,237 (すなわち S\$28,571-S\$13,334) の内、S\$11,666 (すなわち S\$25,000-S\$13,334) は差額賦課として課税対象となる。キャピタル・ゲインは S\$5,000。

(2)売却価額 S\$18,000 の場合

$$S\$18,000 \times \frac{25,000}{35,000} = S\$12,857 \left(\begin{array}{l} \text{税務上売却価額} \\ \text{とみなされる金額} \end{array} \right)$$

従って S\$477 (すなわち S\$13,334-S\$12,857) については、差額償却が認められる。

6. 取替法(Replacement Basis)による償却

所得税法第 14 条(1)は、機械器具等の取替に関連して生じた支出については、当該機械器具等が以前に税務上減価償却の対象にされたことがなかったことを条件として、当該取替のための支出を税務上費用として計上することを認めている。

従って、機械器具等について購入後減価償却を行わず、取替時に代替機械等に対する支出を損金処理する方法、すなわち取替法を採用するか、あるいは通常の償却方法を採用するかは企業の任意である。しかしながら、通常は損金の早期計上という点で通常の償却方法が有利であるから、実務上は通常の償却が税務上認められない項目について取替法が適用されることになる。

取替法が適用される項目

ドライバー等の小型工具、じゅうたん、カーテン、鋳型、金型、ユニフォーム等、比較的耐用年数が短いものについては、税務上通常の償却方法の採用は認められず取替法の対象となる。

7. 減価償却実施の任意性

(1)パイオニア企業と減価償却

経済拡大奨励法により認められるいわゆるパイオニア企業に係るパイオニア利益(免税)の計算上、税務申告書に於ける記載の有無にかかわらず、所得税法第 16 条から第 22 条に規定されている通常の償却が行なわれたものとみなされる。(経済拡大奨励法 10 条(1))すなわち、パ

イオニア企業の営むいわゆるパイオニア・ビジネスについては、産業用建物及び構築物、機械及び設備(車を含む)の双方について税法所定の減価償却の適用が強制される。これは非パイオニア企業あるいはパイオニア企業が営むノンパイオニア・ビジネスについて所得税法上、機械設備に関する減価償却の実施が任意であると異なる。これはパイオニア企業の免税利益決定に際し二者択一性を排除するためと思われる。すなわち、

(a)パイオニア期間中は所得計算上、所得税法に定められた方法により取得時償却及び年次償却を実施しなければならない。

(b)前記4-(5)で述べた機械設備に対する特別償却の適用は認められない。
(実際にはパイオニア企業にとって特別償却を採用するメリットはない。)

(c)パイオニア期間終了後購入された資産については、次の非パイオニア企業の減価償却の原則に従う。パイオニア期間中に購入され、通常の償却を行ってきた資産については、パイオニア期間終了後といえども同一の償却方法を継続して適用する必要がある。但し、機械設備については、償却の中断が認められる。

(2)非パイオニア企業と減価償却

非パイオニア企業の機械設備(車を含む)に関する減価償却の実施については任意性が認められている。すなわち；

(a)産業用建物及び構築物については、税法所定の償却、すなわち取得時償却及び年次償却を必ず行わなくてはならない。年次償却の中断も認められない。

(b)機械設備に関する取得時償却の実施は企業の任意である。但し、償却の対象となる機械設備に対する支出が行なわれた(支出に関する債務が確定した)年度に取得時償却を行なわなかった場合、それ以降の年度に於て行なうことは出来ない。この場合は支出の全額が年次償却の対象となる。ある機械設備については取得時償却を行う権利を放棄し、ある機械設備については取得時償却を行うといった選択的適用も認められる。

(c)機械設備に関する年次償却を実施するか否かは、企業の任意である。

すなわち、取得した機械設備について、全く償却を行なわないことも出来るし、償却を中断する（繰延べる）ことも可能である。但し中断した年次償却を再開する場合、中断期間の償却を溯って一時に行うことは原則として出来ない。いいかえれば、1課税年度に計上出来るのは1年分の償却費である。

(d)ある機械設備について特別償却、他の機械設備については通常の償却といった選択的適用も認められる。但し、一度特別償却を適用した資産について通常の償却に切り換えること、又はその逆は認められない。

(e)特別償却を一旦適用した機械設備については、償却の中断は認められない。すなわち特別償却は、連続する3課税年度に於て行なわれなければならない。

8. 減価償却と節税、欠損金繰越、配当政策との関連

以上、シンガポールに於ける税務上の減価償却制度の骨組について述べた。経済拡大奨励法に認められた各種の税務上の恩典を享受していない企業にとっては、減価償却制度の活用は、節税面での最大の武器であるといつても過言ではない。確かに設備投資額が比較的大きい製造業にとって、減価償却費、特に先に述べた取得時償却又は特別償却を実施した場合のその金額が、企業の課税所得に与える影響は大である。しかしながら、シンガポールの減価償却制度を理解するにあたって、節税の観点以外からその関連性を理解しておかなければならない2つのポイントがある。その一つは減価償却と欠損金繰越制度との関連であり、他は配当政策との関連である。

(1)減価償却と欠損金繰越制度

シンガポールでは、税務上生じた欠損金（いわゆるキャピタル・ロスを除く）は、無期限に繰越が認められ将来の所得と相殺することが出来る。但し、これも欠損金が生じた年度（暦年）の末日（すなわち12月31日）現在と所得との相殺が行なわれる課税年度の開始日現在に於て、同一の株主が50%以上の発行済株式を保有していることが条件とされ、

株主構成に重要な変化ありと認められるような場合（すなわち同様の比較に於て同一株主による株式保有割合が50%に満たない場合）は、将来の所得との相殺のためせつかく(?)企業が蓄積してきた欠損金が水泡に帰す危険性をはらんでいる。いいかえれば、株主構成に重要な変化がなければ支払う必要のなかった欠損金の40%相当額を税金として、将来利益を生じた時点で払わなければならないという結果をもたらす。

従ってこのような危険性を回避する意味では、税務上の欠損金は出来る限り小さくおさえていた方がよい。税務上の減価償却費は多くの場合欠損金の重要な構成要素の1つであるから、欠損金を最小にする限り於て、税務上の減価償却は行なわない方がよい（「7. 減価償却実施の任意性」参照）。しかし、繰越欠損金を最少に抑える結果、その後の年度に於て繰越欠損金を相殺して余りある利益を生じ、過去に減価償却をもつと計上していたならば繰り延べられていたであろう税金の支払を余儀なくされるといった可能性もないではない。このように減価償却に関する限り、節税と欠損金の繰越しでは利害相反する面を持つ。

シンガポールでは、会計事務所に会社の税務申告書の作成を依頼すると、こちらから注文を出さない限り、欠損金がある場合には、減価償却の実施を将来に繰り延べるといった傾向にあるようだ。企業規模も小さく伝統的に企業の買収がひんばんに行なわれてきたシンガポールに於て、上記に述べた危険性を回避するための慣習的方法とも思われるが、日系企業については、このような方法が必ずしも適当とはいえないかも知れない。

(2) 減価償却と配当課税制度

インピュテーション・システムと呼ばれるシンガポールに於ける配当課税の制度について、減価償却との関連でそのポイントを示せば下記の通りである。

- (a) 会社法上の配当可能利益の限度額は、会社定款に配当制限条項等ある場合を除き、会計上の利益相当額であり、税務上の利益すなわち課税所得とは直接の関係はない。すなわち、会計上は利益を計上している

のに対し、税務上は例えば特別償却を適用し、会計上の減価償却費より多額のそれを計上している関係上、課税所得は・マイナス(欠損)となっているといった場合であっても会計上の利益に基づき配当を行なう限りは、いわゆるタコ配当にはならない。

- (b) 税法上、配当は法人税支払済の留保利益(あるいは確定済利益)からなされるとみなされる。法人税の対象となる課税所得と会社法上の配当可能利益とは多くの場合一致しないから、仮に法人税支払済の留保利益を越える配当を支払った場合、その超過部分について、法人税相当額の追徴税を課せられる。この追徴税は法人税の前払とはみなされず、この超過部分については、結果的に税金の2重払い(40%+40%)を余儀なくされる。

以上に述べたシンガポールの配当課税の制度の特殊性からいえることは、会計上の利益の金額(すなわち配当可能利益)と課税所得との間に大きな差異を生じせしめることは、企業の配当政策上、障害をもたらすことになりかねないということである。勿論、前者が後者より大である場合に問題がある。従ってタイムリーな配当送金を行なうためには、税法上は繰り延べが可能な税金の支払も多少早めに支払うといった覚悟も必要かも知れない。これには企業の配当計画にのっとって課税所得の金額を適当に調節してゆくことが必要である。この場合、税務上の減価償却が多くの場合、そのための有効なる手段となり得ることはいうまでもない。(「7. 減価償却実施の任意性」参照)このように減価償却に関しては、欠損金の繰越と同様、節税対策と配当政策では利害相反する面がある。

以上、減価償却と節税対策、欠損金の繰越及び配当政策の関係についてそれぞれ述べた。税務上の減価償却を実施するにあたっては、節税の観点からのみこれを考えることは不充分であり節税とは利害相反する要素も考慮しつつ、うまく調節してゆくことが大切であり、この意味からも税務申告書の作成を会計事務所にまかせきってしまい、税金さえ払わなくてすめば全てOKといったやり方はあまり感心しない。これを機会

に一度じっくり御自分の会社の申告書上、減価償却がどのような方法で
計算されているか確かめてみるのも良いと思う。



ASEANと日本の協力関係

Mr. Wee Cho Yaw

President

The Singapore Federation of Chambers
of Commerce and Industry

His Excellency, Mr. Toshihiro Nakajima,

Mr. Kiyoshi Mito, President of the Singapore Japanese Chamber of Commerce and Industry,

Ladies and Gentlemen,

Allow me, first of all, to thank President Mr. Mito for inviting me to this 12th AGM of the Singapore Japanese Chamber of Commerce and Industry, and for giving me this opportunity of being among the first to congratulate him on his re-election.



I felt deeply honoured to be asked to be a guest speaker at such an august gathering. But, to be absolutely honest, I also harboured some reservations over accepting the invitation. What should I talk about to a group of influential businessmen whose contributions to the Singapore economy are widely acknowledged?

Obviously, it would be presumptuous on my part to talk about doing business in Singapore. Japanese investments and the Japanese business community have contributed significantly to Singapore's economic achievements, and to do so would render me guilty of trying to teach the expert how to do his job. There is no denying that the Japanese community and the Japan Chamber are doing very well in Singapore.

I also considered that it would be superfluous to talk on Singapore-Japan relations since there are no major problems in this area and our governments as well as our private sectors have been cooperating very closely in the past few years.

Members of the Japan Chamber may be interested to know that accepting your Chamber's invitation to this auspicious function took me five minutes to decide but selecting a suitable

topic to talk about took several days! Finally, I decided to spend this evening by sharing with you some of my personal views on Asean-Japan cooperation. I did so for two main reasons.

Furstly, I believe that this is a crucial subject since Asean-Japan cooperation has an important bearing on the economic development of Asean in particular, and of the whole Asian Pacific Rim in general. Secondly, I also happen to be the Asean Co-Chairman of the Asean-Japan Economic Council, and I would like to take this opportunity to brief your distinguished Chamber on this newly formed body.

The Asean-Japan Economic Council, as many of you are probably aware of, was formed by the Asean Chambers of Commerce and Industry, the Japan Chamber of Commerce and Industry and Keidanren in 1979. Set up to strengthen economic cooperation between the Asean and Japanese private sectors, the Council held its First Plenary Meeting in Jakarta last December. A Work Programme was adopted at this meeting, aimed at expanding Asean-Japan trade, increasing Japanese investments in the area and facilitating contacts between Asean and Japanese businessmen. Specifically, the Council has organised a Marketing Seminar in Japan for Asean manufacturers and exporters in April this year, and Japanese investments missions to this region are being planned.

Because Japan is a major Asian economic power with superior wealth and advanced technology, Asean countries have long recognised that it has an important role to play in this region's progress and development. What is most encouraging is that, of late Japan appears to share the same view.

The high priority which the present Japanese Government places on Asean-Japan relations was signalled loud and clear when Prime Minister Mr. Zenko Suzuki chose this area for his first official overseas visit. It was a successful tour and the goodwill gesture should augur well for the future of bilateral relations.

The importance of Asean to Japan and vice versa, is not difficult to fathom. Both are Asean countries, but while the former is rich in natural resources and weak in industrial development, the latter is well advanced in manufacturing technology although poor in natural resources. It is clear, therefore, that their economies are complementary.

The close nexus between the two areas is perhaps best illustrated by the investments and trade statistics. By 1980, Japanese investments in Asean exceeded US\$6 billion. This represented a fifth of Japan's total overseas investments and was second only to Japanese investments in the US. Within the Asean region, Japan is the biggest foreign investor.

Last year, Japan imported US\$21 billion worth of goods from Asean, representing 15% of that country's total imports. Japan's exports to this region in 1980 amounted to US\$13 billion and accounted for 10% of the country's total exports. Conversely, Japanese imports from and its exports to Asean accounted for about a quarter of the region's total exports and imports. The statistics indicate that the balance of trade is in Asean's favour but it should be noted that Asean's exports to Japan comprise largely of raw materials such as petroleum and timber. What Asean countries would like to see is a larger volume of manufactured products among their exports to Japan.

When one considers that Asean today is widely rated a rapid growth area and that regional economic cooperation is now making good progress, it is all the more evident that Japan has much to gain by strengthening its relations with the region. Hence, we see the emphasis

given to Asean ties by the Suzuki Government and the creation of the Asean-Japan Economic Council by the private sectors.

All these good intentions, however, will only bear fruit if the individual Asean and Japanese businessmen is prepared to give up short-term gains for long-term rewards. So long as the practitioners merely give lip service to Asean-Japan cooperation because they are not prepared to make short-term sacrifices for long-term interests, Asean-Japan cooperation will continue to be a myth rather than reality.

One recent report will illustrate this point. As you all know, the transfer of Japanese technology is very close to the hearts of all Asean countries. The Japanese Government and its private sector have also repeatedly declared that they would like to speed up this process. Yet, a recent report prepared by the Electronics Industries Association of Japan concluded, inter alia, that Japan has tended to limit its technology transfers and training to a minimum because it is not interested in developing local markets.

It seems to me, therefore, that while the spirit is willing, the flesh continues to be weak. There is consensus that Japan should buy more manufactured products from Asean and that Japan should accelerate the transfer of its technology to this area, but in practice it appears that such noble objectives are often subjugated to other economic considerations.

I bring up this point because I believe that the local Japanese Chambers of Commerce and Industry and their members in Asean can play a most useful role in alleviating the situation. Based in Asean, the local Japanese Chambers of Commerce are well-informed of the region's aspirations and sensitivities. As the people on the scene, you are in the best position to translate our ideals in Asean-Japan cooperation into reality. I am confident that, with the active support of the Singapore Japanese Chamber and the Japanese Chambers in the other Asean countries, this decade will usher in a new and more fruitful era in Asean-Japan cooperation.

In conclusion, it only remains for me to wish the new President and committee of the Singapore Japanese Chamber every success during their term of office.

Thank you.

(本稿は 6 月 26 日開催の 1981 年度年次総会における黄会長のスピーチを
同氏の承諾を得て掲載したものです。)

理事会の動き

第145回1981年8月11日(火) 午後12時30分～

島崎氏(新日本製鉄)、山内氏(第一勧業銀行)及び黒田氏(松下無線機器)から夫々帰国あいさつがあった。また、各氏の後任者である高橋氏(新日本製鉄)、太田氏(第一勧業銀行)及び小出氏(松下無線機器)から理事就任あいさつがあった。

議 事:

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審 議 事 項

(1) MINISTER FOR TRADE AND INDUSTRYからの依頼

新任の商工大臣であるDR. TONY TAN KENG YAM 氏から本所に意見照会のあった「1982年/83年予算編成に関する見解」について、これに応じることとし、後日送付される予定のAGENDA に従って本所意見を取りまとめることにした。

(後日送付されたAGENDAによると、製造業関係者との意見交換を主とするので、第1、第2、第3各工業部会で意見を取りまとめた上、次回理事会で審議されることになった。)

(2) MINISTRY OF LABOURからの依頼

MINISTRY OF LABOURから依頼のあった「NATIONAL PRODUCTIVITY COUNCIL」への委員派遣について審議した結果、下記3氏を派遣することとした。

MEMBER	水 戸	清 氏(日立造船)
ALTERNATE MEMBER	後 藤	敏邦氏(トミー・シンガポール)
	古新居	康 氏(ジュロン・エンジニアリング)

(3) 当面の事業運営について

種田総務担当理事より、本所における当面の事業運営方針について、下記の通り提案があった。（要旨）

① 本所対外活動の強化

(a) 地元政府関係者との懇談会開催（具体的には下記の通り）

- NATIONAL PRODUCTIVITY BOARD.
- MINISTER FOR TRADE AND INDUSTRY.
- ECONOMIC DEVELOPMENT BOARD.

(b) 地元商工会議所関係者との懇談会開催（具体的には下記の通り）

- SINGAPORE INTERNATIONAL CHAMBER OF COMMERCE.
- SINGAPORE CHINESE CHAMBER OF COMMERCE.
- AMERICAN BUSINESS COUNCIL.

② 本所寄付活動に関する考え方

本所に対する寄付依頼については、従来通り「本所としての寄付は原則として応じない」方針を維持する一方、地域社会への還元という意味から本所としての制度（具体的にはスカラ・シップ、日本への研究生派遣等）を検討・実施する。

③ 本所未加入企業の会員化促進

在星日系企業で本所に未加入の企業がかなりあるので、これら企業の本所へ加入を促進するため、組織担当理事並びに各部会を中心に会員勧誘を行う。

④ 調査活動の実施

調査活動については、JETRO、JOEA等と協力しつつ、賃金、労働条件等全員に共通する事項について各部会単位で調査活動を行う。

⑤ そ の 他

- 理事会内部の意思疎通を図るため、理事会を四半期毎に1度程度会議所外部で開催する。
- JUGAS（元在日留学生協会）との懇談会を開催する。
- 総務・企画・渉外担当理事会議を毎月第4火曜日に開催し、会議

所運営の円滑化に資する。

以上の運営方針について審議した結果、原則的に承認され、個々の事業の実施については、逐次理事会で報告ないし審議されることになった。

(4)シンガポール福祉協会からの国際アビリンピック参加に関する本所への依頼上記依頼については、これに応じないこととなった。

(5)NATIONAL PRODUCTIVITY BOARDへのBOARD MEMBER派遣について。
NATIONAL PRODUCTIVITY BOARD から依頼のあった BOARD MEMBERについては、大塚理事（千代田化工建設）を派遣することになった。

(6)SINGAPORE INTERNATIONAL CHAMBER OF COMMERCE (SICC) へのCOMMITTEE MEMBERについて。

本所からSICCへのCOMMITTEE MEMBERとして、林理事（三菱商事）に参加頂くことになった。

3. 報 告 事 項

(1)李首相と雇用機関代表者との懇談会

黒田理事より、7月17日に開催された李首相と雇用機関代表者との懇談会についての報告があった。

(2)PRODUCTIVITY REPORTに関する地元プレス関係者との会見

水戸会頭より、上記会見に関する報告が資料にもとづいて行われた。

(3)部会、委員会、懇談会等開催報告

①部 会

次の通り部会の開催報告があった。

○7月27日（月）	第3工業部会	---	早野理事より
○8月4日（火）	金融保険部会	---	湯本理事より
○8月5日（水）	流通サービス部会	---	左納理事より
○8月7日（金）	第2工業部会	---	七戸理事より

②委 員 会

次の通り委員会の開催報告があった。

- 7月16日(木) 経営研究委員会 ——— 渡部理事より
- 7月21日(火) 広報委員会 ——— 岡田理事より
- 7月23日(木) 経営研究委員会 ——— 渡部理事より

③懇 談 会 等

- 7月17日(金) 李首相と雇用機関代
代表者との懇談会 ——— 黒田理事より
- 7月29日(水) 並木信義氏との懇談会(JETROとの共催)
- 8月 4日(火) PRODUCTIVITY REPORT に関する地
元プレス関係者との会見。

④担当理事会議及び意見交換会

- 7月22日(水) 総務・企画・渉外各担当理事会議
- 7月24日(金) 労働担当理事会議
- 7月28日(火) 地元プレス関係者との会見に関する意見
交換会
- 7月31日(金) 同 上

部会・委員会・懇談会等開催報告

(1) 部 会

月・日	部 会 名	議 題 等	正副部会長
8 月 20日(木)	第 1 工業部会	(1)理事会報告 (2)正副部会長の選任 (3)NWC実施状況(意見交換)	部会長 Mr. N. Osaki (Hitachi Metals (S) Pte. Ltd.) 副部会長 Mr. K. Nakazono (Kawasaki Heavy Ind. Ltd.)
8 月 27日(木)	運輸・通信部会	(1)理事会報告 (2)正副部会長の選任 (3)今年度の活動方針について	部会長 Mr. K. Yoshikani (Showa Line, Ltd.) 副部会長 Mr. M. Takaki (Nippon Express (S) Pte. Ltd.)

(2)委員会

月・日	部 会 名	議 題 等
8 月 25日(火)	広報委員会	(1)月報「10月号」の編集方針 (2)その他
8 月 27日(木)	経営研究委員会	(1)工場見学 (2)研究発表(Mr. A. Tonouchi, Rubycon S'pore Pte. Ltd.)

(3)懇談会

(4)担当理事会議・意見交換会

- 8 月 2 5 日 (火) 総務・企画・渉外担当理事会議
- 8 月 2 3 日 (日) 日経連松崎専務理事との懇談会
- 8 月 2 4 日 (月) 大蔵省投資税制調査官との懇談会

8月の主な経済記事

3日 ○シンガポールにおける製造業部門の発展は外資に大きく依存している。米国、日本、英国、西独、オランダの5ヶ国による投資が外国人直接投資全体の81%を占めて、製造業部門総生産額に占める比率も83%の高率に上っている。次に主な投資対象部門についてみると79年時点で、外国人直接投資全体の約41%は石油部門、電子製品15%、非電気機械設備7%、輸送機器6%、精密機械・光学機械4.3%、金属加工4.1%、木村3.5%などが主な投資対象分野となっている。

6日 ○シンガポールの金融、商業サービス部門における昨年度の生産性成長率はGDP(国内総生産)成長率の32%を占めており、各業種別部門の中でトップであった。また、昨年度国内総生産成長率の内、各業種産業が占めるパーセンテージは以下の通り、金融・商業32%、製造業30%、運輸交通21%、貿易7%、建築3%、公用事業局2%、採石業2%、その他服務業3%となっている。

12日 ○今年上半期、シンガポールの経済成長率(GDP)は10.8%を成長し、インフレ率は6.7%への鎮静を遂げ、世界的な景気停滞の中で良好な経済実績をあげた。今年上半期の生産性上昇率は6.3%と昨年同期の4.5%を大きく上回った。上半期に新たに投入された労働力は約2万人にすぎず、製造業部門では2000人の労働力増加により、実に11.2%(昨年上半期は5.9%)の生産性向上が達成された。消費者物価指数は昨年上半期の9.8%に対し、今年前半は6.7%にとどまった。

今年上半期の製造業部門固定資産投資約束は11億2000万Sドルと昨年上半期の11億8000万Sドルにほぼ匹敵する結果が得られた。日系資本による投資約束が今年上半期だけで1億1500万Sドルで、昨年通年の日系資本による投資約束は1億4400万Sドルに

比べと大部改善された。

- 17日 ○シンガポール国営石油会が容量45万トンを越す大型原油貯蔵タンク群の建設を計画している。国営石油会社は現在かなりの量の原油を海上のタンカーにストックしており、今月末に到着する分を含めるとその量は45万トンに達する。当局は目下にこれ等の原油の貯蔵タンク建設を計画しており、適当な建設地点を物色中である。
- シンガポール造船界は昨年19億\$ドルの売上げを達成したが、中でもオイル・リグの建造は極めて好調である。昨年、シンガポールは合計10基、4億4210万\$ドルに上るリグを輸出している。
- 20日 ○EDBがまとめた80年度の外国直接投資統計によると日本の対星製造業投資シェア(70年以降の累積)は79年の16.5%から昨年は15.8%に縮小した。日本の対星直接投資累積額は昨年時点で11億8500万\$ドルに上っている。
- 26日 ○今年上半期の当地における投資約束額は11億2000万\$ドルと昨年同期の11億8000万\$ドルに比べ5%の減少となったが、こうした中で地元投資家による約束額の急伸には目を見張るものがある。同期間の地元投資家による投資約束は4億3300万\$ドルに上り、昨年同期比194.6%の急増。昨年上半期の約束額1億4700万\$ドルから一挙に3倍近い増加を示した。

廣 報 欄

** NEW MEMBER (8th August, 1981)

- | | | | |
|--------------------------------|--------------------|---------|---------------|
| * Sumitomo Construction Co Ltd | Rm 1802 18th Floor | 7377215 | Mr. K. Nawata |
| | Tong Eng Building | 2238388 | (Manager) |
| | 101 Cecil Street | | |
| | Singapore 0106 | | |

** CHANGE OF ADDRESS

- * Chiyoichi-SEP (F.E.) Pte Ltd
Rm 1617 16th Floor
International Plaza
Anson Road
Singapore 0207
- * Kobe International (S) Co Pte Ltd
Lot A6453
60 Pandan Road
Jurong Town
Singapore 2260
- * Tsubakimoto Chain Co
C/O Tsubakimoto Singapore Pte Ltd
No 25 Gul Lane
Jurong
Singapore 2262

** CHANGE OF TELEPHONE NO.

- * Kobe International (S) Co Pte Ltd
Tel No. 2642444
- * Tsubakimoto Chain Co
Tel No. 2640422 (3 lines)

** CHANGE OF NAME FO REPRESENTATIVE

- @ Singapore Takada Industries Pte Ltd
From Mr. T. Mukugi to Mr. T. Yano
- * Sumitomo Corporation
From Mr. E. Fukumori to Mr. F. Nishimura

資料案内

国内一般

☆ シンガポール共和国概要 (1981 年)	S\$10
シンガポール経済事情 (1979 年 8 月)	S\$10
シンガポール共和国憲法	S\$15
シンガポール共和国移住法	S\$15
☆ 民事法	S\$ 5

投資関係

トップマネージメントのためのオリエンテーション..... (会員のみ販売)	S\$25
資金援助制度の手引き	S\$ 8
* 経済拡大奨励法	S\$10
法律 15 号 (経済拡大奨励法改正法) 1979 年	S\$ 5

租税・税制

* シンガポール共和国現行租税制度	S\$10
シンガポール共和国個人所得税解釈	S\$10
法律第 2 号共和国所得税法改正 (1973 年)	S\$ 5
法律第 13 号 " (1977 年)	S\$ 5
法律第 17 号 " (1980 年)	S\$ 5
法律第 20 号共和国所得税 (改正) 令	S\$ 5
* シンガポール共和国財産税法、財産税 (付加税) 法	S\$15
☆ シンガポールとの租税 (所得) 条約	S\$ 5
☆ 法律 (改正) 時報第 21 号 (経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$ 5

会社法

シンガポール共和国会社法	(会員)	S\$60
	(非会員)	S\$70
法律第 1 号 (共和国会社法改正) 1970 年		S\$ 5
法律第 4 号 (") 1974 年		S\$ 5
法律第 7 号 (") 1975 年		S\$ 5
法律第 19 号 1980 年中央厚生年金法告示 (付表の入替)		S\$ 5
* 法律時報 (会社の買収及び合併に関する)		S\$ 5

為替管理・関税

* シンガポール為替管理法 (1970 年)	S\$15
法律第 6 号 (為替管理法改正) 1976 年	S\$ 5
* シンガポール共和国関税法	S\$20
関税法 (1979 年関税令)	S\$15
法律第 9 号 (共和国関税法改正) 1976 年	S\$ 5

業種別規則

シンガポール共和国製造業管理法	S\$ 5
法律第 18 号工場法改正法 (1973 年)	S\$ 5
大気汚染防止法 (1971 年)	S\$ 8
法律第 11 号 (共和国大気汚染法改正) 1975 年	S\$ 5
シンガポール共和国銀行業法	S\$15
地方政府建築規則	S\$15
☆建築物規制法 (1973 年法律第 59 号)	S\$ 5

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許 (実施権) 法	S\$ 8
シンガポール共和国商標法	S\$10
シンガポール共和国技術士法	S\$ 5
価格規則法	S\$ 5

労働関係

* 中央厚生年金法	S\$15
シンガポール共和国労働雇用法、労働組合法、労働関係法	S\$25
労働組合法 (1977 年)	S\$10
法律第 3 号 (共和国労働雇用法改正) 1970 年	S\$ 5
☆法律 (改正) 時報第 22 号 (雇用法並びに労働者補償法)	S\$ 5
☆法律 (改正) 時報第 23 号 (中央厚生年金法改正法)	S\$ 5
☆労働雇用法 (1976 年幼少年雇用規則)	S\$ 5
☆法律 (改正) 時報第 24 号 (中央厚生年金改正法)	S\$ 5

商工会議所出版物

☆業種別会員名簿 (1981 年)	(会員)	S\$20
	(非会員)	S\$30
月報 (各月号)		S\$ 8
☆ (新刊) シンガポールの教育制度		S\$10

(* 印は在庫なし)

(☆ 新着資料)

編集後記

この月報を編集しています広報委員会の新メンバー（1981年度）が次の通り決定いたしました。今後とも皆様の一層のご支援、ご協力の程をよろしくお願い申し上げます。

担当理事	岡田 貞則氏	三菱銀行
委員長	岩井 徹太郎氏	伊勢丹
副委員長	稲田 好美氏	時事通信
委員	羽田野 隆氏	伊藤忠商事
	樋野 知二氏	松下電器
	沢井 清水氏	東京銀行
	川崎 尚武氏	大成建設
	吉川 直身氏	凸版
	高橋 正行氏	JETRO
	竹内 正氏	村田製作所
	内山 正明氏	渋沢倉庫
	垣本 益男氏	O・D・S 長崎屋
	杉野 一夫氏	JOEA
オブザーバー	永井 柳雄氏	博報堂
	片山 登喜男氏	日本大使館
	水盛 五実氏	日本大使館

月報8月号をご紹介します。まず、成長が著しい「シンガポールの輸出金融」について三井銀行の杉浦文雄氏に分り易くご解説願いました。つぎに、複雑な「工場賃借から自家工場建設までの手続き」をニチコンの田中通夫氏に実際の経験を踏まえて系統的にご説明頂きました。さらに、最近当国における進出が注目されます「シンガポールにおける韓国企業」について渋沢倉庫の内山正明氏にインタビューの成果をもとにレポート願いました。また、今月号ではトーマツ・青木の関根修一郎氏に「税務上の減価償却制度」

を専門家の立場から分析・執筆頂いております。最後に、6月末開催の商工会議所総会におけるSFCCIの**黄会長**のスピーチ「ASEANと日本の協力関係」を特別レポートとして掲載いたしました。

今月号の担当は、**竹内**（村田製作所）、**戸田**（電通）でした。



MONTHLY REVIEW

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
11A-12A, Block 1, Flatted Factory, Kallang Way,
Singapore 1334. Tel: 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

UNIT 2304-2305 23RD FLOOR, C.P.F. BUILDING NO. 79 ROBINSON ROAD, SINGAPORE 0106 TEL: 2210541, 2210665